

**自然災害時における
安全対策マニュアル
(避難確保計画)**



彦根市荒神山自然の家

令和4年12月

目次

はじめに	1
1 安全管理と安全指導	1
(1) 事前説明	
(2) 気象状況による活動の中止・変更	
(3) 情報入手	
(4) 所員の役割分担・緊急時の対応についての再確認	
(5) 所員の避難	
2 自然災害への対応	4
(1) 台風への対応	
(2) 大雨への対応	
(3) 地震への対応	
(4) 雷への対応	
3 水害、土砂災害時における避難誘導	5
(1) 避難誘導の考え方	
(2) 避難場所	
(3) 避難経路	
(4) 避難場所のリスク整理表	
4 防災体制（自然災害時（地震除く）の入所者への対応）	8
5 防災体制（地震災害時の入所者への対応）	10
6 災害時の所員動員配備基準、配備体制	11
7 連絡体制および情報伝達	12
8 被害状況の報告	12
9 近隣の指定緊急避難場所、緊急連絡先一覧	12
10 水害、土砂災害時における避難の確保を図るための施設の整備	14
11 水害、土砂災害に係る防災教育および訓練の実施	14
別紙	
災害発生状況報告書	15

はじめに

このマニュアルは、彦根市荒神山自然の家（以下「自然の家」という。）における「風水害」、「地震」その他の大規模災害（以下「災害」という。）の発生に備えて被害を未然に防止するため、または災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるために、自然の家における災害時の対応を定めたものです。

本マニュアルは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第8条の2第1項に基づく「避難確保計画」を兼ねています。なお、本マニュアルを作成または更新したときは、土砂災害防止法に基づき彦根市長へ報告することとします。

1 安全管理と安全指導

(1) 事前説明

ア 事業上の留意事項

活動の多くは、自然環境の中で行われるものであるため、自然災害時の対応や避難場所、気象状況による活動プログラムの変更や中止、避難経路、活動中の連絡体制等について、事前打ち合わせ時に使用団体の責任者に説明する。また、自然の家は施設の一部が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、ウォークラリーコースも区域内を通ることから、そのことについても説明する。

【土砂災害警戒区域】

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域。

【土砂災害特別警戒区域】

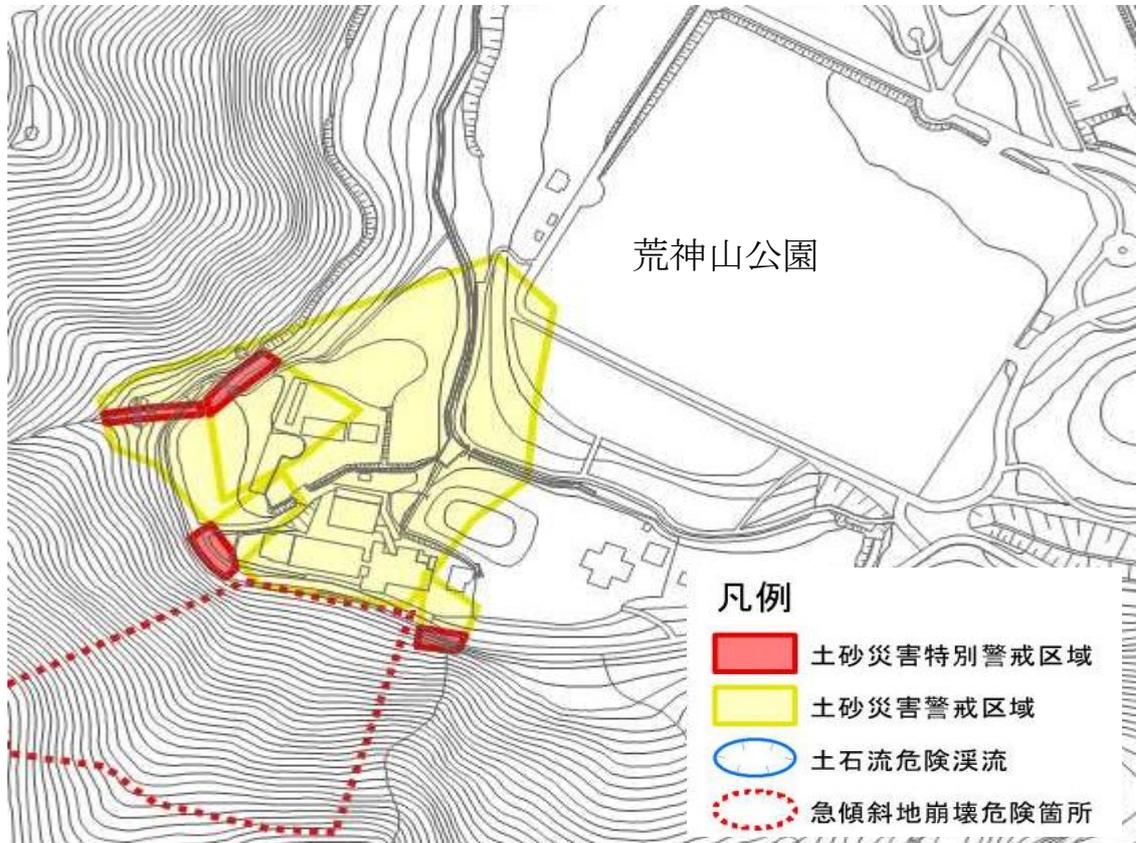
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる区域。

イ 施設の状況

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 100 名	昼間 7 名	休日	休日
夜間 100 名	夜間 1 名	60 名	3 名

ウ 災害リスク

以下、ハザードマップ抜粋（令和4年12月時点）のとおり。



(2) 気象状況による活動の中止・変更

所長または所員は、気象状況が悪化する恐れがある場合は、引率責任者に対し、最新気象情報および活動エリアの悪化予測等の情報提供を行い、活動の可否（中止・変更）について協議する。

なお、活動の可否については、原則として引率責任者を最終決定者とするが、気象の悪化により入所者の安全が確保できないと判断される場合は、所長（または、所長が任命したもの）の指示で中止（退所を含む）を指示する。

<気象状況による活動の中止・変更の原則>

- ア 警報・特別警報・記録的短時間大雨情報・土砂災害警戒情報発表時には、その状況の如何に関わらず活動を中止する。
- イ 注意報発表時あるいはその他の状況については、所員（必要に応じて引率指導者を含む）の現地確認および気象の悪化等の状況および予測を総合的に判断する。

※ 警報・注意報等発表単位の地域については、「彦根市北部」を基本とするが、

状況に応じて近隣市町の発表状況も踏まえ、総合的に判断する。

【気象急変時の対応】

上記の気象状況における判断基準を満たしていなくても、局地的に短時間で気象が悪化すると予想される場合は、活動の中止・打ち切り・緊急避難等を勧告する。

- ・ 台風の接近または通過後の風速の上昇および突風
- ・ 急激な雨量の増加と河川の増水
- ・ 落石や斜面崩壊のほか、斜面からの湧水に異変が確認された場合
- ・ 予測を超えた積乱雲の異常発達や雷光・雷鳴

(3) 情報入手

ア 所長は必要な情報を収集し所員に周知する。

- ・ 滋賀県土木防災情報システム

【URL】 <https://shiga-bousai.jp/index.php>

- ・ キキクル

【URL】 <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

- ・ 彦根市メール配信システム・災害時緊急通報システム
- ・ その他市教育委員会からの情報

イ 所員が情報に接した場合は所長に報告する。

- ・ 施設敷地内、周辺、荒神山、宇曾川等の状況

ウ 所員は最新の気象情報に注意し、必要な情報を引率責任者に伝える。

局所的に発生する集中豪雨は予測が困難で、突発的に注意報や警報が発令されることがあるため、常時警報等の情報入手と状況の把握に努める。

(4) 所員の役割分担・緊急時の対応についての再確認

緊急時の対応マニュアル、連絡体制を所員全員が理解し、万が一の時に速やかにかつ確実に対応できるようにしておくとともに、マニュアルや緊急連絡先などの設置場所を周知しておく。

(5) 所員の避難

土砂災害等、甚大な被害が予想される場合は、入所者への立入制限の措置、施設の安全確認を行った後、所員も施設から早急に避難する。

2 自然災害への対応

(1) 台風への対応

台風については、事前にある程度正確な進路予想が出されるため、その情報を確実に入手する。また、台風の接近速度も、避難や中止を決定し、実行するのに十分に余裕があるため確実な判断をする。

台風通過後は河川の増水や土砂災害の発生などの可能性があるため、これらの情報にも十分注意する。台風の被害で活動予定地の状況が一変している可能性があるため、事前に確認した上で活動を開始する。

(2) 大雨への対応

大雨や線状降水帯の発生によって河川の増水や氾濫、土砂災害などの発生の可能性があるため、土壌雨量指数等を注視する。特に崖崩れや土石流は発生してからでは避難が間に合わないため、「地鳴り」、「斜面にひび割れ」、「斜面からの湧水が濁る・噴き出す」、「小石が落ちる」など様子がおかしいと感じた場合には、直ちに避難行動をとる。

(3) 地震への対応

屋内の場合は、まず全員を落ち着かせ、屋外へ飛び出さないようにする。机などがあればその下に入るよう、落ち着いて指示を与える。火気を使用している場合は、揺れがおさまったときに消す。

避難する場合には、揺れがおさまった後でも、落下物や倒壊、地面の陥没等や余震に十分注意して避難する。

(4) 雷への対応

屋外の活動で、近くに避難場所がない場合は、ラジオやスマートフォンを持参し、できるだけ早く雷に関する情報を入手する。雷の発生が予想される場合は、避難場所がない地域での計画を中止し、避難場所が確保できる場所に変更する。

また、雷が近づいてきたら、屋外での活動を中止し、室内での活動に切り替える。

3 水害、土砂災害時における避難誘導

(1) 避難誘導の考え方

気象状況による活動の中止（退所含む）・変更を行うこととしており、切迫した災害の危険がある状況下において原則、施設利用はないものとしているが、天候の急変による大雨等、予想が困難な気象状況により、災害の危険性が高まった場合の避難誘導等については、次のとおりとする。

(2) 避難場所

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 1	子どもセンター	(600) m	□徒歩 8分 □車両 () 台
避難場所 2	亀山小学校	(3,500) m	□徒歩 40分 □車両 () 台

(3) 避難経路



避難経路図

亀山小学校



(4) 避難場所のリスク整理表

避難場所 1 [子どもセンター] で想定される災害		
◆浸水想定区域図※1		
<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない		
◆地先の安全度マップ※1		
<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない		
◆土砂災害警戒区域等※2		
<input checked="" type="checkbox"/> 指定されていない		
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input checked="" type="checkbox"/> 非木造
建物の階数	<input type="checkbox"/> 平屋	<input checked="" type="checkbox"/> 2階立て以上

避難場所 2 [亀山小学校] で想定される災害		
◆浸水想定区域図※1		
<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない		
◆地先の安全度マップ※1		
<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない		
◆土砂災害警戒区域等※2		
<input checked="" type="checkbox"/> 指定されていない		
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input checked="" type="checkbox"/> 非木造
建物の階数	<input type="checkbox"/> 平屋	<input checked="" type="checkbox"/> 2階立て以上

4 防災体制（自然災害時（地震除く）の入所者への対応）

区分	警報	想定される被害	入所前	入所中			対応者
				野外の活動	屋内等の活動		
					昼間	夜間（屋外の活動含む）	
台風	通過前	【施設・設備】 ・がけ崩れによる建物損壊 ・がけ崩れによる給水設備の損壊	・入所の中止、延期を勧告	・台風の影響が出始めた時点で活動の短縮または中止と帰所を指示 ・天候の悪化が予想される場合は退所を勧告	・台風の影響が出始めた時点で活動を短縮または中止し退所を勧告	・台風が予想以上の速さや進路変更で接近する恐れがある場合は直ちに退所を勧告 ただし、2次災害の恐れやバス等が手配できない場合は翌朝に退所	所長・副所長
	通過後		・引き続き暴風警報が発令されている場合は入所の中止、延期を勧告 ・活動エリア点検の見通しが立たない場合や被害が甚大な場合は入所の中止、延期を勧告	・活動エリア点検で安全確認ができるまでは中止	・施設に甚大な被害があった場合は退所を勧告	・台風の通過後から継続して強風・大雨注意報が発令されている場合は、夜間の野外活動は中止	所長・副所長
強風	暴風警報	【活動エリア内】 ・強風による送電設備損壊（停電） ・強風による建物損壊	・入所の中止、延期を勧告	・活動エリア点検で安全確認ができるまでは中止	・所内で待機	・所内で待機 ・夜間の野外活動は中止	所長・副所長
	強風注意報		・活動エリアの状況や気象予報を総合的に勘案し入所の可否を協議	・警報に切り替わる恐れがある場合は帰所を指示し退所を勧告	・警報に切り替わる恐れがある場合は退所を勧告	・夜間の野外活動は中止	所長・副所長
大雨	大雨特別警報（土砂災害）	【活動エリア内】 ・登山道などがけ崩れ、落石 ・枯れ木等の倒木 ・宇曽川の増水 【人的被害】 ・強風による転倒 ・滑りやすい登山道での転倒 【その他】 ・進入路等でのがけ崩れ、倒木による交通遮断による孤立	・入所の中止、延期を勧告	・直ちに活動の中止と帰所を指示し退所を勧告	・直ちに退所を勧告	・直ちに退所を勧告。 ただし、バス等が手配できない場合は、子どもセンター等警戒区域外に避難	全所員
	記録的短時間大雨情報		・入所の中止、延期を勧告	・直ちに活動の中止と帰所を指示し退所を勧告	・直ちに退所を勧告	・直ちに退所を勧告。 ただし、バス等が手配できない場合は、子どもセンター等警戒区域外に避難	全所員
	警報（土砂災害、浸水害）		・入所の中止、延期を勧告	・直ちに活動の中止と帰所を指示し退所を勧告 ・天候の急変で警報が短時間と予測される場合は、安全な場所で一時避難後、天候が回復した時点で帰所を指示	・直ちに避難をする。ただし、滋賀県土木情報システムまたは気象庁のキキクル等の情報をもとに、施設周辺の災害の危険度をもとに状況に応じて所内で待機する。	・直ちに避難をする。ただし、滋賀県土木情報システムまたは気象庁のキキクル等の情報をもとに、施設周辺の災害の危険度をもとに状況に応じて所内で待機する。	全所員
	土砂災害警戒情報・特別警報		・入所の中止、延期を勧告	・直ちに活動の中止と帰所を指示し退所を勧告	・直ちに退所を勧告	・直ちに退所を勧告。 ただし、バス等が手配できない場合は、子どもセンター等警戒区域外に避難	全所員
	注意報		・活動エリアの状況や気象予報を総合的に勘案し入所の可否を決定 ・注意報が警報に変わる恐れがある場合は、入所の中止、延期を勧告	・警報に切り替わる恐れがある場合は直ちに活動の中止と帰所を指示し退所を勧告	・所内で待機。 ただし、警報に切り替わる恐れがある場合は退所を勧告	・所内で待機	所長・副所長

洪水	警報	・宇曾川の氾濫	・入所中止、延期を勧告	・直ちに活動中止と帰所を指示し退所を勧告	・所内で待機。 ただし、安全が確保されない場合は避難	・所内で待機。 ただし、安全が確保されない場合は避難	全所員
	注意報		・注意報が警報に変わる恐れがある場合は、入所中止、延期を勧告	・警報に切り替わる恐れがある場合は直ちに活動中止と帰所を指示し退所を勧告	・所内で待機。 ただし、警報に切り替わる恐れがある場合は退所を勧告	・所内で待機	所長・副所長
雷	警報	・感電 ・樹木への落雷による山火事や倒木	・移動が困難な場合は車内で待機(バスロータリーや第4駐車場等)	・高木から離れ、低地に避難 ・できるだけ離れて行動 ・建物があれば建物内に避難	・所内で待機	・所内で待機	所長・副所長
	注意報		・活動エリアの状況や気象予報を総合的に勘案し入所の可否を決定	・高木から離れ、低地に避難 ・できるだけ離れて行動 ・建物があれば建物内に避難	・活動エリアの状況や気象予報を総合的に勘案し、実施の有無を決定	・活動エリアの状況や気象予報を総合的に勘案し、実施の有無を決定	所長・副所長
濃霧	警報・注意報	・ルート誤りによる行方不明	—	・濃霧が晴れるまで動かないまたは、活動を開始しない	・所内で待機	・野外活動は中止	所長・副所長
大雪	警報	・落雪 ・転倒 ・雪圧による樹木や施設の損壊	・活動エリアの状況等総合的に勘案し入所の可否を決定	・直ちに活動中止と帰所を指示	・所内で待機	・野外活動は中止	所長・副所長
	注意報		—	・警報に切り替わる恐れがある場合は直ちに活動中止と帰所を指示	・所内で待機	・野外活動は中止または短縮を協議	所長・副所長

5 防災体制（地震災害時の入所者への対応）

区分		想定される被害	入所前	入所中		対応者	
				野外の活動	屋内等の活動		
					昼間		夜間（屋外の活動含む）
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	調査開始の情報	【施設・設備】 ・がけ崩れや揺れによる建物損壊 ・がけ崩れや揺れによる給水設備の損壊 ・揺れや倒木による送電設備の損壊（停電）	・入所の中止、延期を勧告	・入所者への「南海トラフに地震に関する情報」の伝達 ・活動の短縮または中止と帰所を指示し退所を勧告 ・当日の退所が困難な場合は、翌日の退所を勧告		所長・副所長	
	大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合					所長・副所長	
突発地震の発生	震度3以下	【活動エリア内】 ・登山道などがけ崩れ、落石 ・枯れ木等の倒木 ・土石流 【その他】 ・進入路が、がけ崩れ、倒木による交通遮断による孤立	・施設、施設周辺、活動エリア点検で安全確認ができるまでは、入所の中止、延期を勧告	・団体の引率責任者へ地震発生 の状況伝達 ・活動の継続、中止の判断	・安全が確認できた場合は、屋内で待機	・安全が確認できた場合は、屋内で待機 ・夜間の野外活動は直ちに中止	所長・副所長
	震度4以上		・施設、施設周辺、活動エリア点検で安全確認ができるまでは、入所の中止、延期を勧告	・直ちに活動を中止し退所を指示 ・安全を確認しながら退所 ・退所等困難者はその場で待機 または広い場所に避難・待機 ・退所者の確認および屋外で待機 ・行方不明者やけが人の確認	・直ちに屋外への避難を指示 ・安全が確認できた場合は、屋内で待機 ・交通が遮断されていなければ退所を勧告	・直ちに屋外への避難を指示 ・安全が確認できた場合は、屋内で待機 ・夜間の野外活動は直ちに中止 ・バス等が手配できない場合は翌朝に退所	所長・副所長

6 災害時の動員配備基準、配備体制

彦根市地域防災計画に基づき、次のとおり災害時の動員配備基準、配備体制について定める。所員は勤務時間内に警戒体制がとられた場合は、直ちに入所者の安全を確保する。勤務時間外（宿泊者がいる時を除く）、休所時に警戒体制から災害警戒本部体制に移行された場合、所長は自然の家に参集し、施設の安全確認、施設の立入制限措置を講じたうえ、自身の安全を確保する。

動員配備基準、配備体制（令和4年12月時点）

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
開所時	所長・副所長	所長・副所長	全員		
勤務時間外・休所時	—	所長	所長		
配備基準	<p>風</p> <p>水</p> <p>雪</p> <p>害</p> <p>等</p> <p>Ⓐ 次の警報の1以上が本市に発表されたとき ①大雨警報（浸水害、土砂災害） ②暴風警報 ③洪水警報</p> <p>イ 次の注意報等の1以上が本市に発表され、市教育委員会が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雪警報・暴風雪警報</p> <p>Ⓑ</p> <p>ア 土砂災害が発生したとき イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ウ その他施設において土砂災害の危険が高いと判断され、市教育委員会が必要と認めるとき</p>	<p>ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、市教育委員会が必要と認めるとき ①大雨警報（浸水害、土砂災害） ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報・暴風雪警報</p> <p>イ 河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位が上昇し、避難指示水位を超えることが予想されるとき</p>	<p>ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市の災害対策本部を設置して、その対策を必要とするとき。 イ 気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき。 ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市の災害対策本部を設置して、その対策を必要とするとき。 エ その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</p>		

	地震災害	市域に【震度4】以上の地震が発生したとき	ア 市域に【震度5弱】の地震が発生したとき イ 「大規模地震対策特別措置法」に基づく東海地震に関する警戒宣言が発せられたとき	—	市域に【震度5強】の地震が発生したとき	市域に【震度6弱】以上の地震が発生したとき
--	------	----------------------	---	---	---------------------	-----------------------

7 連絡体制および情報伝達

連絡体制は、別に定める「生涯学習課・荒神山自然の家緊急連絡網」による。

情報伝達は、館内放送を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

8 被害状況の報告

自然災害による被害状況の確認のため、台風や地震等の自然災害時に入所者、所員、施設等に被害が生じた際には、被害の概要や速報値について速やかに生涯学習課に直接、電話等で報告するとともに、安全が確保でき次第、別紙1 災害発生状況報告書に取りまとめ、生涯学習課に報告を行う。

9 近隣の指定緊急避難場所、緊急連絡先一覧

緊急時に備えて、近隣の指定緊急避難場所、緊急連絡先を把握しておく。

指定緊急避難場所については、避難前に開設状況を彦根市のホームページ等で確認した上で避難する。

近隣の指定緊急避難場所

施設名	住所	電話番号
亀山小学校	賀田山町8番地	0749-28-0322
城陽小学校	甘呂町430番地	0749-25-1055
南中学校	甘呂町156番地	0749-28-1283
三津屋町民会館	三津屋町1451番地	0749-25-1208
滋賀県立大学	八坂町2500番地	0749-28-8200

緊急連絡先一覧

消防		119
	彦根市消防本部	0749-22-0119
	彦根市消防本部 南分署	0749-43-5670
警察		110
	彦根警察署	0749-27-0110
	河瀬駅前交番	0749-28-1073
	彦根水上警察官派出所	0749-23-5312
医療機関	彦根市立病院 (救急)	0749-22-6050
	彦根中央病院 (救急)	0749-23-1211(昼間) 0749-23-1213(夜間)
	友仁山崎病院 (救急)	0749-23-1800
	彦根休日急病診療所 (内科・小児科)	0749-22-1119
高木造園		0749-24-2828
彦根市教育委員会事務局生涯学習課		0749-24-7974
彦根市子どもセンター		0749-28-3645
荒神山公園管理事務所		0749-25-1599

- 10 水害、土砂災害時における避難の確保を図るための施設の整備
 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表
 「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input checked="" type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
衛生用品	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input checked="" type="checkbox"/> マスク
その他	<input type="checkbox"/> （ ）

- 11 水害、土砂災害に係る防災教育および訓練の実施
- ・ 平時から全所員に本マニュアルについて周知する。
 - ・ 毎年 10 月頃に全所員を対象に研修および情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月頃に作成する。

別紙 1

災害発生状況報告書 (第 報)

報告日時	令和 年 月 日 時 分
施設名	荒神山自然の家
報告者名	
災害種類	水害・風害・地震・雪害・その他 ()
被害の概要及び応急対策の状況	<p>○入所者の状況 (被災状況、対応状況、救急等通報状況、避難状況等)</p> <p>○建物設備の被害状況 (建物の損壊 (全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水), 室内損壊、冷暖房設備、ボイラー、トイレ、雨漏り等)</p> <p>○所員の状況 (被災状況等)</p> <p>○ライフラインの状況 (電気、上水道、下水道、ガス、電話)</p> <p>○施設周辺の状況 (土砂災害、地面の陥没、道路寸断等)</p> <p>○その他</p>

- ※ 入所者・所員の安全を確保でき次第、生涯学習課へ FAX 等でお知らせください。
- ※ 内容については、把握できた範囲で結構です。
- ※ 写真があれば添付してください。

報告先:彦根市教育委員会事務局 生涯学習課 TEL 0749-24-7974 FAX 0749-23-9190
 メール syogai@mx.hikone.ed.jp